

別表 1

指定工事業者の違反処分基準

1 東根市指定給水装置工事事業者に関する規則に違反したとき				
	適用法令及び条項		違反項目等	処分基準
	水道法	東根市規則		
(1)	法第 25 条の 11 第 1 項第 8 号	第 8 条第 1 項 第 1 号	不正の手段により指定を受けたとき。	
①		第 4 条第 2 項 第 1 号	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者及び役員の氏名に不正があるとき。	指定取消し
②		第 4 条第 2 項 第 2 号	給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地に不正があるとき。	指定取消し
③		第 4 条第 2 項 第 2 号	選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号に不正があるとき。	指定取消し
④		第 4 条第 2 項 第 3 号	機械器具の名称、性能及び数量に不正があるとき。	指定取消し
⑤		第 4 条第 2 項 第 4 号	事業の範囲に不正があるとき。	指定取消し
⑥		第 4 条第 3 項 第 1 号	誓約書に不正があるとき。	指定取消し
⑦		第 4 条第 3 項 第 2 号	法人にあっては定款又は登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証書の写しに不正があるとき。	指定取消し
(2)	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号	第 8 条第 1 項 第 2 号	指定の基準に適合しなくなったとき。	
①		第 5 条第 1 項 第 1 号	事業所ごとに、主任技術者を置かないとき。	指定取消し
②		第 5 条第 1 項 第 2 号	厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し

	適用法令及び条項		違反項目等	処分基準
	水道法	東根市規則		
③	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号	第 5 条第 1 項 第 3 号	下記の欠格要件に該当したとき。 ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者 ウ 指定の取消しから 2 年を経過しない者 エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの	指定取消し
(3)	法第 25 条の 11 第 1 項第 3 号	第 8 条第 1 項 第 3 号	変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	
①		第 7 条第 1 項 第 1 号	事業所の名称及び所在地の変更届を指定期間内にしないとき。	50点
②		第 7 条第 1 項 第 2 号	氏名又は名称及び住所の変更届を指定期間内にしないとき。	50点
③		第 7 条第 1 項 第 2 号	代表者の氏名変更届を指定期間内にしないとき。	50点
④		第 7 条第 1 項 第 3 号	役員の氏名変更届を指定期間内にしないとき。	50点
⑤		第 7 条第 1 項 第 4 号	主任技術者の氏名又は免状の交付番号の変更届を指定期間内にしないとき。	50点
⑥		第 7 条第 3 項	事業の廃止、休止、再開の届出を指定期間内にしないとき。	100点
⑦		第 7 条第 3 項	休止届提出後、無断で事業を再開したとき。	100点
⑧		第 8 条第 1 項 第 4 号	虚偽の届出書を提出したとき。	150点
(4)	法第 25 条の 11 第 1 項第 2 号	第 8 条第 1 項 第 4 号	主任技術者の選任届出等。	
①		第 12 条第 1 項	選任しないとき（指定後から 14 日以内）。	指定取消し

	適用法令及び条項		違反項目等	処分基準
	水道法	東根市規則		
②	法第25条の11 第1項第2号	第12条第2項	選任した主任技術者が欠けたときに、新たな選任をしないとき。	指定取消し
③		第12条第3項	選任、解任の届出をしないとき。	50点
④		第12条第4項	主任技術者の兼務に支障が生じたとき。	100点
(5)	法第25条の11 第1項第4号	第8条第1項 第5号	運営基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営ができないとき。	
①		第13条第1項 第1号	工事ごとに、選任した主任技術者を指名しないとき。	100点
②		第13条第1項 第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び配水管への取付口からメーターまでの工事を施工する場合において適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させないとき又は監督させないとき。	150点
③		第13条第1項 第3号	承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	150点
④		第13条第1項 第5号ア	政令第4条の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	150点
⑤		第13条第1項 第5号イ	切断、加工、接合等に適さない機械器具使用したとき。	50点
⑥		第13条第1項 第6号	工事ごとに、指名した主任技術者に下記の内容の記録を作成させず、またその記録を3年間保存しないとき。 ア 施主の氏名又は名称 イ 施工の場所 ウ 施工完了年月日 エ 主任技術者の氏名 オ 竣工図 カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 キ 構造、材質が政令で定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果	50点

	適用法令及び条項		違反項目等	処分基準
	水道法	東根市規則		
(6)	法第25条の11 第1項第5号	第8条第1項 第6号	市長の求めに対し、正当な理由なく指名された主任技術者又は当該工事を施工した事業所に係るその他の主任技術者の立会いに応じないとき。	150点
(7)	法第25条の11 第1項第6号	第8条第1項 第7号	市長の求めに対し、正当な理由なく必要な報告又は資料の提出に応じないとき。	100点
			虚偽の報告又は資料を提出したとき。	150点
(8)	法第25条の11 第1項第7号	第8条第1項 第8号	その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大であるとき。	審査委員会 審議

2 違反行為に対する決定基準		
処分に関する決定基準		処分の内容
(1)	累積点数 150 点ごとに。	1 か月の停止（最長 6 か月とする）
(2)	累積点数 900 点を超えたとき。	指定取消し
(3)	上記違反項目のうち 1 の（1）の①から⑦まで、（2）の 1 から③まで、（4）の①及び②に該当するとき。	指定取消し
(4)	指定停止処分中に工事を施工したとき。	指定取消し
(5)	2 年間に指定停止処分を重複して受けたとき及び上記違反項目のうち（8）に該当するとき。	審査委員会の審議とし、審議結果によっては指定取消し